

意見書

題名	鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針(案)について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚 (本紙を含む)

鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針(案)に対する意見

意見：地震等の対策・評価が不十分です。

理由：

地形・地質を現区役所と鷺沼と比較すると・両立地とも、宅地造成工事規制区域内であり、区域の一部が大規模盛土造成地に含まれる。

・現区役所等用地から尻手黒川線にアクセスする道路の一部、鷺沼駅周辺の法面上部（一部）が土砂災害警戒区域に指定。地質調査の結果に応じた杭基礎構造による頑強な地盤（支持層）への支持が検討されるため、建物への影響は生じないと想定。として、評価ではどちらも△としているが、これは意図的に現状を歪めたものです。

鷺沼の跨線橋周辺は地山と盛土を含めた軟弱地盤（地震時に大きく変位する）が17m程あり、なおかつ盛土法面となっていることです。

地震時には盛土法面は崩壊または円弧滑りを起こす可能性が大です。

鷺沼駅周辺の道路については、地盤改良を行わないと線路へ向かって土砂崩れが起きる可能性が大です。

一方現区役所交差点付近の盛土部は法面となっておりません。地盤の変形はあっても崩壊することはありません。同一の評価をすることはとても専門家が評価したとは考えられません。

現区役所から尻手黒川線にアクセスする道路の一部と鷺沼駅周辺の法面について土砂災害区域としていますが、尻手黒川線へアクセスする道路の法面は切土法面で、鷺沼駅周辺の法面は盛土法面です。地震時の安定では切土法面が安定しています。

地形・地質の評価として現区役所が△であれば鷺沼駅周辺は×でしょう。

建物への影響は生じないと想定、としています。建物は残っても周辺のアクセス道路は湿地帯を埋め立てたものです。アクセス道路が通行不能となれば、地震時の災害拠点の立地条件には適合しません。

「国交省の災害拠点建築物の立地の選定、配置及び規模等」によれば、

・拠点機能の継続のため、できるだけ周辺のライフラインや災害拠点建築物へのアクセスに障害等が発生しない立地とする。このガイドラインとの整合は取れているのでしょうか？

- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課		
電話番号	044-200-2309	FAX番号	044-200-3800
住所	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2川崎フロンティアビル7階		